

利用条件

海外企業ニーズとのビジネスマッチング事業（以下「本事業」という。）への登録を申し込むにあたり、下記の事項について予めご了承下さい。

1 支援対象

公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「IDEC」という。）によるビジネスマッチングに向けた支援は、海外企業、海外ビジネスサポートデスク、IDEC、貴社間で連結したルートを紹介して行うものであり、それ以外のルートを紹介するものは、本事業の範囲外です。

2 支援期間

貴社が申込みをした日が属する年度の末日となった場合には、ビジネスマッチングに至らなくとも支援は終了します。

3 自己責任の原則

実際に海外企業と契約を結び、商取引をするかどうかの判断は、貴社自らの判断・責任において行うこととなります。また、本事業から派生して、IDEC が紹介する海外企業以外の団体・人物と個別契約を結ぶ場合も、その判断は貴社と契約先が行うものであり、IDEC は一切の責任を負いかねます。

4 資料等の提供依頼

IDEC から依頼した資料等を提供いただけない場合、海外企業ニーズを紹介する横浜市内企業の対象から外れる場合があります。

5 情報共有の範囲

IDEC は、本事業の範囲内で、貴社から提供いただく企業、保有技術、知的財産、製品、部品等に係る情報を海外企業ニーズの提供元である海外ビジネスマッチングサポートデスクおよび海外企業と共有します。

6 海外企業ニーズの紹介

本事業の目的から、紹介する海外企業ニーズについて、他の横浜市内企業にも紹介する場合があります。

7 利用報告

IDEC から貴社に紹介をした海外企業ニーズについては、定期的にビジネスマッチングの進捗状況等の報告を貴社に依頼します。また、ビジネスマッチングの進捗状況が、以下の3つの時点に至った場合には、所定の書式（別紙）に署名及び進捗状況についての記入を頂きます。

1. 貴社が IDEC から紹介を受けたニーズについて取り組むことを決めた場合
2. 貴社が IDEC から紹介を受けたニーズについて海外企業と商談を目的として、直接、連絡を取り始めた場合
3. 貴社が IDEC から紹介を受けたニーズについて商談を行い、成約に至った場合

8 支援事例の公表

貴社が本事業で取り組んだ内容は、個別企業が特定されない範囲において、本事業による支援事例として公表する場合があります。

9 免責事項

- (1) 貴社への海外企業ニーズの紹介及びビジネスマッチングに向けた支援を IDEC が行うに際し、海外企業が財務状況・社会的信用・商品サービス面等について問題ないことなどを、現在および将来にわたり保証するものではありません。
- (2) IDEC の役割・業務範囲は、海外ビジネスサポートデスクから提供を受けた海外企業ニーズについての紹介及びビジネスマッチングに関する支援に限ります。また、かかる行為をきっかけに現在及び将来にわたり不測の事態が生じたとしても、IDEC は一切の責任を負いかねます。
- (3) 本事業へ登録の申し込みをしても紹介可能な海外企業ニーズがない場合があります。また、ビジネスマッチングに向けた支援は、商談に至ることおよび商取引成約に至ることを保証するものではありません。

10 事業の延期、中止

本事業の対象国の政治情勢等の変化又はその他のやむを得ない事由により、本事業の実施が延期、中止になる可能性があります。

(別紙)

平成 年 月 日

公益財団法人横浜企業経営支援財団
国際ビジネス支援部

商号又は名称
担当者氏名

印

「平成 28 年度 海外企業ニーズとのビジネスマッチング事業」において、IDEC より提供を受けた海外企業ニーズについて、下記のとおり進捗状況を報告します。

該当欄に ○	進 捗 状 況
	IDEC から紹介を受けたニーズについて取り組むこととなりました。 案件概要：
	IDEC から紹介を受けたニーズについて海外企業と商談を目的として、直接、連絡を取り始めました。 海外企業名： 商談内容：
	IDEC から紹介を受けたニーズについて商談を行い、成約に至りました。 海外企業名： 成約概要：